

名古屋市教育委員会定例会
(議会上程後公開)

令和 2 年 6 月 5 日
午後 3 時 29 分
大会議室

議 事

- 日程 1 請願第 5 号 請願審査について
日程 2 第 2 号議案 名古屋市入学準備金条例の一部改正について
日程 3 第 3 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
日程 4 第 4 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

出席者

鈴木 誠 二 教育長
小 栗 成 男 委 員
船 津 静 代 委 員
小 嶋 雅 代 委 員
西 淵 茂 男 委 員
鎌 田 敏 行 委 員

教育次長始め、事務局員 9 名 ※傍聴者 2 名

(鈴木教育長)

次に、日程第 2「名古屋市入学準備金条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(櫻井総務課長)

本件につきましては、教育に関する条例の改正を行う必要があるため、当該改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を求めるものでございます。

「名古屋市入学準備金条例の一部改正について」をご説明いたします。

本市の入学準備金の延滞利息の割合については、従前から国の母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の違約金の利息の割合を参考としてまいりました。

このたび、平成 29 年の民法改正により、民法上の法定利率が年 5 パーセントから年 3 パーセントに引き下げられたことを踏まえて、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の違約金利率も、同様に年 5 パーセントから年 3 パーセントに引き下げられました。

これを受けて、本市の入学準備金についても、延滞利息の割合を年 5 パーセントから年 3 パーセントに改めるものでございます。

施行期日は、令和 2 年 8 月 1 日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(鈴木教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(鈴木教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 2「名古屋市入学準備金条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(鈴木教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

午後 3 時 46 分終了